

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年5月12日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第336号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目488番地の17	奈良市学園朝日元町二丁目472番地の4
代表者の氏名及び住所	大浦 臣吾 奈良市学園朝日元町二丁目488番地の17	日比 緑子 奈良市学園朝日元町二丁目472番地の4

2 変更の年月日

平成26年4月6日

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第337号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により西城戸町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	喜多 倫生 奈良市西城戸町18番地の2	井上 聆夫 奈良市西城戸町32番地

2 変更の年月日

平成26年4月12日

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第338号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	北森 貞次 奈良市五条西二丁目16番4号	中村 幸雄 奈良市五条西二丁目4番19号

2 変更の年月日

平成26年4月6日

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第339号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	井口 信行 奈良市二名四丁目1193番地の50	秋山 和央 奈良市二名四丁目1193番地の14

2 変更の年月日

平成26年4月6日

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第340号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中野 和男 奈良市南永井町387番地の16	澤田 一夫 奈良市南永井町109番地の10

2 変更の年月日

平成26年4月13日

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第341号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成26年5月12日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
中野 恭一	医療法人社団生和会登美ヶ丘リハビリテーション病院	奈良市中登美ヶ丘六丁目12番2号	リハビリテーション科 (音声・言語機能障害) (そしゃく機能障害)	平成26年 5月1日
			リハビリテーション科 (肢体不自由)	平成26年 5月2日

(平成26年5月12日揭示済)

奈良市告示第342号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 焼却炉ごみクレーン運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月31日までとする。
- (4) 業務内容 ごみクレーンの運転操作によりごみピット内のごみを均一攪拌したのち焼却炉1号炉から4号炉へ各炉に投入することとし、クレーン運転日誌への記入を行うこととする。

以下省略

(平成26年5月14日揭示済)

奈良市告示第343号

奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域おこし協力隊設置要綱（平成24年奈良市告示第771号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域」を「奈良市東部出張所、奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域並びに奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）別表の規定による奈良市田原連絡所の所管区域」に改める。

附 則

この告示は、平成26年5月14日から施行する。

(平成26年5月14日揭示済)

奈良市告示第344号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

三条線街路改良工事ほか73件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第345号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（疋田町五丁目地内他・中部第1331号線他）ほか6件（業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第346号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 道路新設工事（宝来町地内・（仮称）あやめ池疋田線）
- (2) 工事場所 奈良市宝来町地内
- (3) 工期 契約の日から平成27年3月31日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L=227.1m
土工一式 法面工一式 排水工一式
取水工一式 擁壁工一式
舗装工一式 縁石工一式 乗入れ工一式
防護柵工一式 区画線工一式
付帯工一式 構造物撤去工一式
- (5) 予定価格 83,550千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格
69,352千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成26年 5月15日揭示済)

奈良市告示第347号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成26年 5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 飛鳥小学校校舎改築その他工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市紀寺町785番地
- (3) 工 期 契約の日から平成27年 3月31日まで
- (4) 工 事 概 要 建築主体工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
外構工事一式
既設校舎解体工事一式
- (5) 予 定 価 格 292,170千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格
250,190千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成26年 5月15日揭示済)

奈良市告示第348号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年 5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 飛鳥小学校校舎改築に伴う高圧受変電設備改修工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市紀寺町785番地
- (3) 工 事 期 間 契約の日から平成26年 8月20日までとする。
- (4) 工 事 概 要 建築主体工事一式 電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予 定 価 格 31,900千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格
27,360千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成26年 5月15日揭示済)

奈良市告示第349号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定によ

り公告します。

平成26年 5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 六条小学校耐震補強設計業務委託
- (2) 業 務 場 所 奈良市六条二丁目14番 1号
- (3) 業 務 期 間 契約の日から平成27年 1月30日までとする。
- (4) 業 務 概 要 設計業務委託 校舎 5棟
- (5) 予 定 価 格 13,394千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格
10,496千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成26年 5月15日揭示済)

奈良市告示第350号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年 5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 三笠中学校他 3校耐震補強設計業務委託
- (2) 業 務 場 所 奈良市三条川西町 3番 1号他
- (3) 業 務 期 間 契約の日から平成27年 1月30日までとする。
- (4) 業 務 概 要 設計業務委託 校舎 2棟 武道場 3棟
- (5) 予 定 価 格 12,714千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格
9,953千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成26年 5月15日揭示済)

奈良市告示第351号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年 5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 伏見中学校他 4校耐震補強設計業務委託
- (2) 業 務 場 所 奈良市西大寺野神町一丁目 6番 1号他
- (3) 業 務 期 間 契約の日から平成27年 1月30日までとする。
- (4) 業 務 概 要 設計業務委託 武道場 5棟
- (5) 予 定 価 格 11,946千円（消費税及び地方消費税を

除く。)

(6) 最低制限基準価格

9,320千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第352号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 鳥見小学校他2校園耐震補強設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市鳥見町三丁目11番地の2他
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年1月15日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託 校舎 3棟 園舎 1棟
- (5) 予定価格 11,628千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 9,109千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第353号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 大宮小学校他1校耐震補強設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市大宮町四丁目223番地の1他
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年1月30日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託 校舎 2棟
- (5) 予定価格 11,008千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 8,580千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第354号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平城小学校他2校耐震補強設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市秋篠町1394番地他
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年1月15日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託 校舎 4棟
- (5) 予定価格 10,449千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 8,248千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第355号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年5月15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市告示第356号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年9月2日 奈良市指令都整開 第13A-22号
平成26年5月2日 奈良市指令都整開 第13A-22-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年5月15日 第1410号
公共施設 平成26年5月15日 第660号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中町451番1の一部、452番1、452番2、453番1、453番2、453番3の一部、453番5、454番23の一部、454番24の一部、455番7の一部及び455番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台一丁目 8 番 1 号
株式会社マルヤマ 代表取締役 丸山 佳映

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中町451番1の一部、452番1の一部、452番2の一部、453番2の一部、453番3の一部、454番23の一部及び454番24の一部

(2) 下水道

奈良市中町451番1の一部、452番1の一部、452番2の一部、453番2の一部、453番3の一部、454番23の一部、455番7の一部及び455番8の一部

(3) 管路敷

奈良市中町453番2の一部、453番3の一部、455番7の一部及び455番8

(平成26年 5月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年 5月 1日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 三 浦 教 次
同 松 田 末 作

子ども育成課

監査結果公表日 平成25年 6月25日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成26年 3月31日

【監査の結果】	【措置の内容】
児童扶養手当過払返戻金の督促等の状況を確認したところ、同一債権について、督促を複数回行っている事例が見られた。債権管理マニュアルに則り、既に督促をしたものについては、催告書により催告を行うよう改められたい。	児童扶養手当過払返戻金の徴収事務について、既に督促をしたものについては、債権管理マニュアルに則り、平成25年度から催告書により催告を行うようにした。

収集課

監査結果公表日 平成26年 3月27日（奈良市監査委員告示第 4号）

措置結果通知日 平成26年 4月 2日

【監査の結果】	【措置の内容】
事務連絡や動物死体収集の際に使用する公用車（業務用車14台）の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、同規則別記第 7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者（収集課長が該当）に提出することになっているにもかかわらず、運転報告書を作成せず、公用車管理者に報告していなかった。公用車を使用した場合には、当該運転報告書を作	事務連絡や動物死体収集の際に使用する公用車（業務用車14台）の運転報告書については、平成26年 1月23日から公用車を使用した場合は、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第 7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者（収集課長が該当）に提出することとした。

成し、翌日の使用時までには公用車管理者に提出するよう改められたい。

J R奈良駅周辺整備事務所

監査結果公表日 平成26年 3月27日（奈良市監査委員告示第 4号）

措置結果通知日 平成26年 3月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
行政財産の目的外使用の許可を新たに行う際、決裁区分を課長専決としていた。部長専決事項であるので、奈良市事務専決規程に定める専決区分に従い、事務処理をされたい。	行政財産の目的外使用の許可を新たに行う際は、部長専決で行うこととした。

農業委員会事務局

監査結果公表日 平成26年 3月27日（奈良市監査委員告示第 4号）

措置結果通知日 平成26年 4月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
証明手数料について、農業委員会事務局で定めた公金等取扱マニュアルでは前日に調定してからその日の午後 3時までの間に収納したものを調定する定めになっているが、1週間から 2週間分をまとめて、調定していた。公金等取扱マニュアルに則り、収納があった日の翌日に調定をされたい。	証明手数料について、農業委員会事務局で定めた公金等取扱マニュアルに則り、収納があった日の翌日に調定を行うようにしました。

(平成26年 5月 1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成26年 5月 1日から 2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年 5月 1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年 5月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名一丁目、菅原町、尼辻北町、西大寺野神町一丁目、三条町、下三条町、芝辻町三丁目、柏木町、大安寺町及び杏町の各一部
- 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 3 幹線 - 33	奈良市二名一丁目2361-2	奈良市二名一丁目2358-5
あやめ池南幹線 - 499	奈良市菅原町694	奈良市菅原町691
宝来幹線 - 37	奈良市尼辻北町292-5	奈良市尼辻北町292-1
西大寺南幹線 - 260	奈良市西大寺野神町一丁目1560-1	奈良市西大寺野神町一丁目1560-1
油阪幹線 - 36	奈良市三条町482-1	奈良市下三条町32-1

油阪幹線-37	奈良市三条町482-1	奈良市下三条町32-1
油阪幹線-38	奈良市下三条町27-1	奈良市下三条町25-1
油阪幹線-39	奈良市下三条町27-1	奈良市下三条町25-1
大宮分水幹線-1	奈良市芝辻町三丁目112-6	奈良市芝辻三丁目112-2
三条大路幹線-52	奈良市柏木町519-5	奈良市四条大路二丁目867-1
三条大路幹線-53	奈良市柏木町531-2	奈良市柏木町519-5
三条大路幹線-54	奈良市柏木町519-5	奈良市四条大路一丁目5-4
三条大路幹線-55	奈良市大安寺町504-2	奈良市八条町378
大安寺第1幹線-240	奈良市杏町543-2	奈良市杏町572-4

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式・合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成26年5月1日揭示済)

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年5月9日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 宅配	代表取締役 斜森 太郎	東京都文京区本郷四丁目11番5号	平成26年 5月8日

(平成26年5月9日揭示済)

奈良市企業局告示第14号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 入札に付する事項
口径25耗鉛給水管布設替工事、奈良市朱雀六丁目地内ほか6件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年5月15日揭示済)

奈良市企業局告示第15号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年5月15日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 服部工業	代表取締役 服部 忠弘	滋賀県甲賀市信楽町 神山272番地	平成26年 5月13日

(平成26年5月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第8号

平成26年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成26年5月9日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

- 日時
平成26年5月13日（火） 午前10時00分から
- 場所
奈良市役所 北棟2階 第16会議室
- 会議に付すべき事件
 - 教育長報告
(1) 平成26年度6月補正予算要求について
 - 議事
 - 議案第6号 旧右京幼稚園の用途廃止について
 - 議案第7号 奈良市社会教育委員の委嘱について
 - 議案第8号 平成26年度奈良市立学校評議員の委嘱について
 - 議案第9号 平成26年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第10号 平成26年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第11号 平成27～30年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について
 - 議案第12号 平成27年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について
 - 議案第13号 平成26・27年度奈良市少年指導委員の委嘱について
 - 議案第14号 平成26年度奈良市就学指導委員会委員の委嘱又は任命について
 - その他
 - (1) 奈良市立小学校で発生した指導問題に関する調停について
 - (2) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 4月～5月

(平成26年5月9日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第6号

平成26年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成26年6月3日から平成26年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成26年5月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階
選挙管理委員会事務局内

(平成26年5月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成26年6月3日から平成26年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成26年5月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階
選挙管理委員会事務局内

(平成26年5月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成26年5月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年5月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡 田 嘉 文

- 1 日時
平成26年5月14日（水） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（4月専決処理分）
- (4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (5) 農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の要件確認について
- (6) 知事許可について（4月許可分）
(平成26年5月7日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。